資料-1

京都府道路メンテナンス会議　規約

（名　称）

第１条　本会は、「京都府道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、京都府内の道路管理を計画的、効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（審議事項）

第３条　本会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

（１）道路施設の維持管理等に係る意見調整･情報共有に関すること

（２）道路施設の点検、修繕計画等の把握･調整に関すること

（３）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること

（４）その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

（組　織）

第４条　本会議は、第２条の目的を達成するため、京都府内における高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

２．本会議には、会長及び副会長を３名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。

３．会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４．本会議の構成は「別表－１」のとおりとする。

５．会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。

６．本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡部会を置くものとする。

７．本会議における下部組織として、鉄道と交差する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議会則は別途定めるものとする。

（会議の運営）

第５条　会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

２．会議には、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

３．会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第６条　本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２．事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－１」のとおりとする。

３．事務局は次の事項について調整する。

（１）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（２）会議における審議議題の調整

（３）規約の策定･改正･廃止等に係る調整

（４）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第７条　本規約の改正等は、本会議の審議･承認を得て行うことができる。

（その他）

第８条　本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附　則）

この規約は、平成２７年　６月　３日から施行する。

平成２８年　１月１５日一部改正

平成２８年　６月２９日一部改正

平成２９年　２月１３日一部改正

平成３０年　７月１７日一部改正

令和　元年　７月２５日一部改正

令和　２年　８月２７日一部改正

令和　３年　８月２５日一部改正

令和　４年　８月　１日一部改正

令和　５年　９月　５日一部改正

令和　６年　９月１０日一部改正

令和　７年１０月３１日一部改正

令和　８年１１月　６日一部改正

別表－1「京都府道路メンテナンス会議の構成」

所　　属		役 職	備 考
国	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所 長	会 長
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	副会長
府	京都府 建設交通部 道路建設課	課 長	副会長
政令市	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課	課 長	
市町村	向日市 都市整備部 道路整備課	課 長	
	長岡京市 建設交通部 道路･河川課	課 長	
	大山崎町 環境事業部 建設課	課 長	
	宇治市 建設部 維持課	課 長	
	城陽市 都市整備部 管理課	次長兼管理課長	
	久御山町 都市整備部 建設課	課 長	
	八幡市 建設産業部 道路河川課	課 長	
	京田辺市 建設部 施設管理課	課 長	
	井手町 建設課	課 長	
	宇治田原町 建設課	課 長	
	木津川市 建設部 管理課	課 長	
	笠置町 建設産業課	課 長	
	和束町 建設農政課	課 長	
	精華町 事業部 建設課	課 長	
	南山城村 建設環境課	課 長	
	亀岡市 まちづくり推進部 土木管理課	課 長	
	南丹市 土木建築部 建設整備課	課 長	
	京丹波町 産業建設部　土木建築課	課 長	
	綾部市 建設部 建設課	課 長	
	舞鶴市 建設部 土木課	課 長	
	福知山市 建設交通部 道路河川課	地域整備担当課長	
	宮津市 建設部 土木管理課	課 長	
	京丹後市 建設部 土木課	課 長	
	与謝野町 建設課	課 長	
	伊根町 地域整備課	課 長	
高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	所 長	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 亀岡高速道路事務所	副所長	
公社	京都府道路公社 業務課	課 長	
一般財団法人	一般財団法人 京都技術サポートセンター 土木課	課 長	
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課 長	
	国土交通省 近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	メンテナンスセンター長	
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		主担当
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 道路管理課		副担当
	京都府 建設交通部 道路建設課(道路･橋梁係)		副担当

※4/1付けで次の変更があります。　向日市 都市整備部 道路整備課 都市整備部副部長兼道路整備課長 ⇒ 向日市 都市整備部 道路整備課 課長
長岡京市 建設交通部 道路･河川課 参事兼課長 ⇒ 長岡京市 建設交通部 道路･河川課 課長
宇治田原町 建設環境課 課長 ⇒ 宇治田原町 建設課 課長
和束町 建設農政課 理事兼課長 ⇒ 和束町 建設農政課 課長

【橋梁】京都府内の令和7年度点検結果（管理者別）

資料-2

令和7年度
○ 判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）　該当無し
○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）　132橋
○ 判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）　1,916橋

＜令和7年度管理者別点検結果（橋梁）＞

判定区分		合計	国土交通省	高速道路株式会社	京都府	京都市	市町村
		2,893	206	109	436	620	1,522
Ⅰ	施設数	845	157	24	66	192	406
	割合(%)	29.2%	76.2%	22.0%	15.1%	31.0%	26.7%
Ⅱ	施設数	1,916	43	78	341	376	1,078
	割合(%)	66.2%	20.9%	71.6%	78.2%	60.6%	70.8%
Ⅲ	施設数	132	6	7	29	52	38
	割合(%)	4.6%	2.9%	6.4%	6.7%	8.4%	2.5%
Ⅳ	施設数	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	0.00%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※R8.3末現在、管理施設数はR7年度末施設数。
※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

【トンネル】京都府内の令和7年度点検結果（管理者別）

令和7年度
○ 判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）　該当無し
○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）　4箇所
○ 判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）　31箇所

＜令和7年度管理者別点検結果（トンネル）＞

判定区分		合計	国土交通省	高速道路株式会社	京都府	京都市	市町村
		36	3	18	6	4	5
Ⅰ	施設数	1	1	0	0	0	0
	割合(%)	2.8%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
Ⅱ	施設数	31	2	18	3	4	4
	割合(%)	86.1%	66.7%	100.0%	50.0%	100.0%	80.0%
Ⅲ	施設数	4	0	0	3	0	1
	割合(%)	11.1%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	20.0%
Ⅳ	施設数	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※R8.3末現在、管理施設数はR7年度末施設数。
※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

【付属物】京都府内の令和7年度点検結果（管理者別）

令和7年度
○ 判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）　該当無し
○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）　11基
○ 判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）　61基

＜令和7年度管理者別点検結果（道路附属物等）＞

判定区分		合計	国土交通省	高速道路株式会社	京都府	京都市	市町村
		171	36	82	18	28	7
Ⅰ	施設数	99	14	64	1	18	2
	割合(%)	57.9%	38.9%	78.0%	5.6%	64.3%	28.6%
Ⅱ	施設数	61	16	18	12	10	5
	割合(%)	35.7%	44.4%	22.0%	66.7%	35.7%	71.4%
Ⅲ	施設数	11	6	0	5	0	0
	割合(%)	6.4%	16.7%	0.0%	27.8%	0.0%	0.0%
Ⅳ	施設数	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※R8.3末現在、管理施設数はR7年度末施設数。
※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、、門型標識等

判定区分Ⅳの構造物の対応状況について

資料-3

○ 令和５年度に確認された摩気神社前橋については、修繕完了。
　物部大橋については、撤去完了。
○ 令和６年度に確認された浪速橋ついては、現在修繕中。
○ 令和７年度は、判定区分Ⅳの該当は無し。

＜令和5年度　判定区分Ⅳ＞

○　橋梁

R8.9末現在

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容	恒久的な措置	現在の状況
南丹市	摩気神社前橋	市道摩気神社線	1993	主桁支点部の腐朽による破断	車両通行止	修繕	☐修繕中 ☑修繕完了
綾部市	物部大橋	市道宮川線	1999	橋脚の沈下	全面通行止	撤去	☐撤去中 ☑撤去完了

＜令和6年度　判定区分Ⅳ＞

○　橋梁

R8.9末現在

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容	恒久的な措置	現在の状況
舞鶴市	浪速橋（歩道）	八島通線	1972	主桁・床版：腐食による板厚減少及び孔食 橋脚：腐食による著しい膨張、板厚減少 支承：腐食による板厚減少	通行止め	修繕 （工事発注済み）	☑修繕中 ☐修繕完了

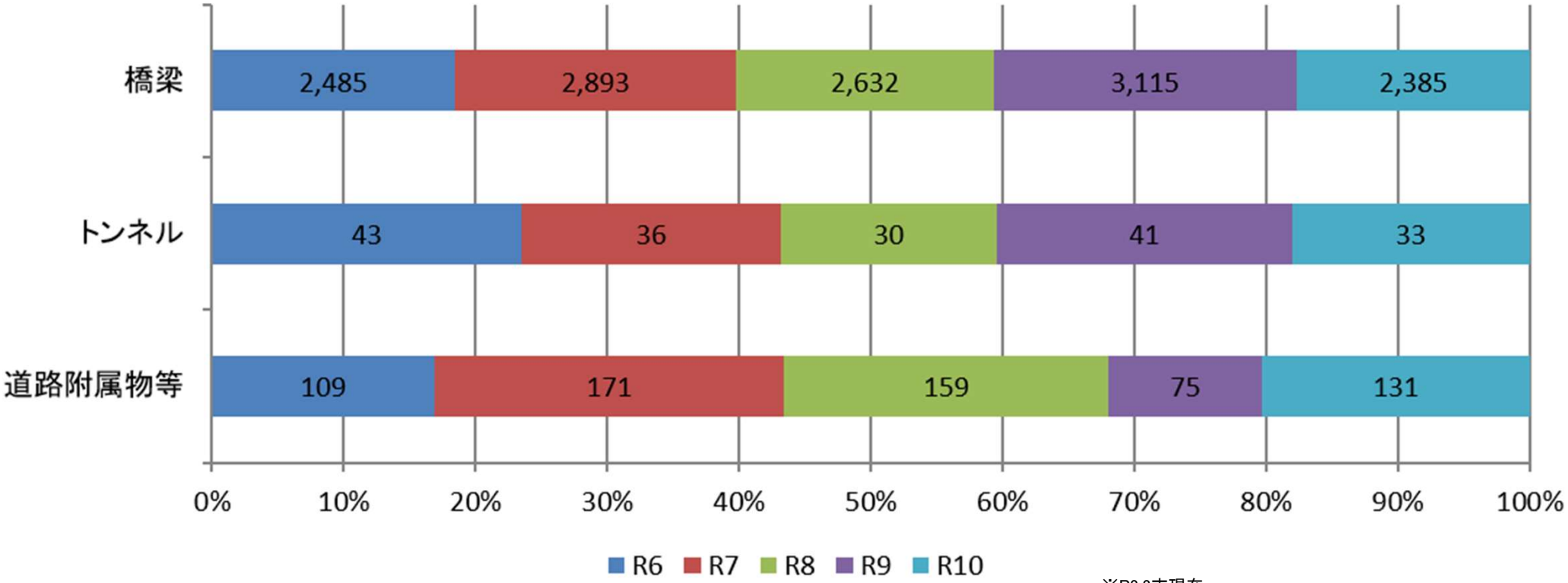
【京都府内構造物別】3巡目（令和6年度～10年度）点検実施数

資料-4

＜各構造物の令和6年度～令和10年度点検結果及び計画＞

道路施設	点検実施数					
	R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
橋梁	2,485	2,893	2,632	3,115	2,385	13,510
トンネル	43	36	30	41	33	183
道路附属物等	109	171	159	75	131	645

点検実施割合(%)					
R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
18.4%	21.4%	19.5%	23.1%	17.7%	100%
23.5%	19.7%	16.4%	22.4%	18.0%	100%
16.9%	26.5%	24.7%	11.6%	20.3%	100%



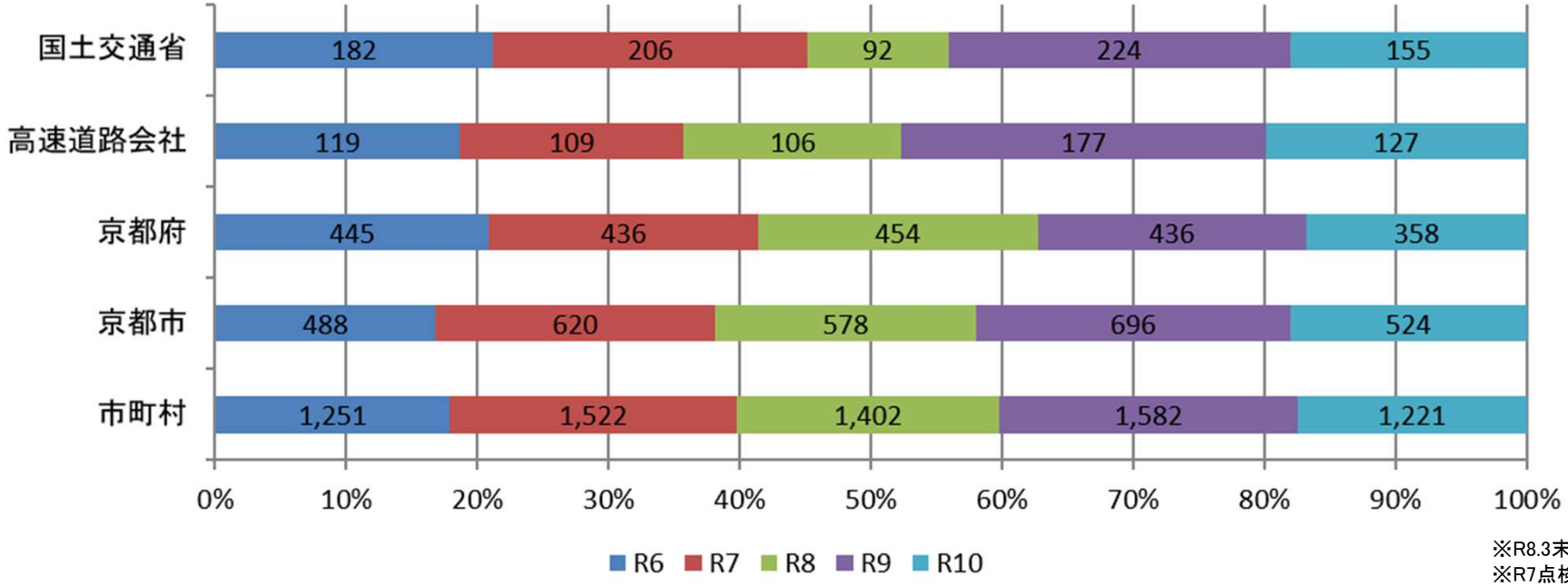
※R8.3末現在
※R7点検実施数は公表値
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、、門型標識等

【橋梁】3巡目（令和6年度～10年度）点検実施数（管理者別）

＜橋梁(道路管理者毎)の令和6年度～令和10年度点検結果及び計画＞

道路管理者	点検実施数					
	R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
国土交通省	182	206	92	224	155	859
高速道路会社	119	109	106	177	127	638
京都府	445	436	454	436	358	2,129
京都市	488	620	578	696	524	2,906
市町村	1,251	1,522	1,402	1,582	1,221	6,978
合計	2,485	2,893	2,632	3,115	2,385	13,510

道路管理者	点検実施割合(%)					
	R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
国土交通省	21.2%	24.0%	10.7%	26.1%	18.0%	100%
高速道路会社	18.7%	17.1%	16.6%	27.7%	19.9%	100%
京都府	20.9%	20.5%	21.3%	20.5%	16.8%	100%
京都市	16.8%	21.3%	19.9%	24.0%	18.0%	100%
市町村	17.9%	21.8%	20.1%	22.7%	17.5%	100%
合計	18.4%	21.4%	19.5%	23.1%	17.7%	100%



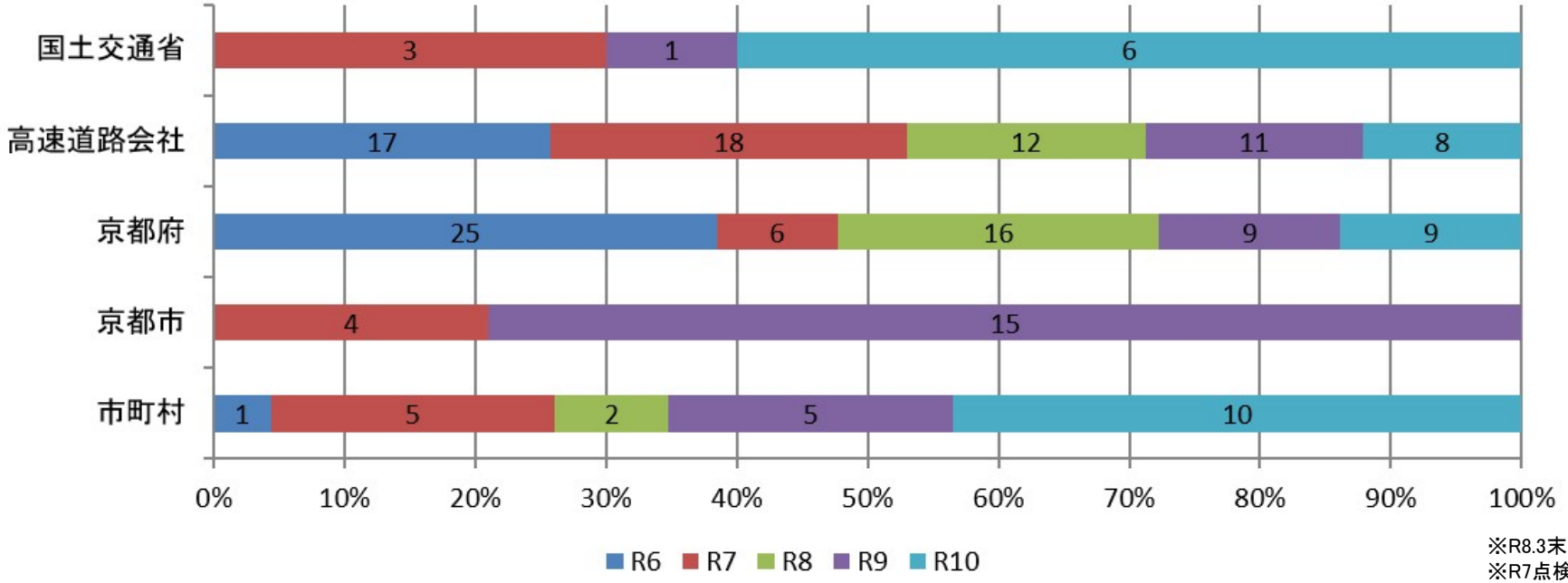
※R8.3末現在
※R7点検実施数は公表値

【トンネル】3巡目（令和6年度～10年度）点検実施数（管理者別）

＜トンネル(道路管理者毎)の令和6年度～令和10年度点検結果及び計画＞

道路管理者	点検実施数					
	R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
国土交通省	0	3	0	1	6	10
高速道路会社	17	18	12	11	8	66
京都府	25	6	16	9	9	65
京都市	0	4	0	15	0	19
市町村	1	5	2	5	10	23
合計	43	36	30	41	33	183

点検実施割合(%)					
R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
0.0%	30.0%	0.0%	10.0%	60.0%	100%
25.8%	27.3%	18.2%	16.7%	12.1%	100%
38.5%	9.2%	24.6%	13.8%	13.8%	100%
0.0%	21.1%	0.0%	78.9%	0.0%	100%
4.3%	21.7%	8.7%	21.7%	43.5%	100%
23.5%	19.7%	16.4%	22.4%	18.0%	100%



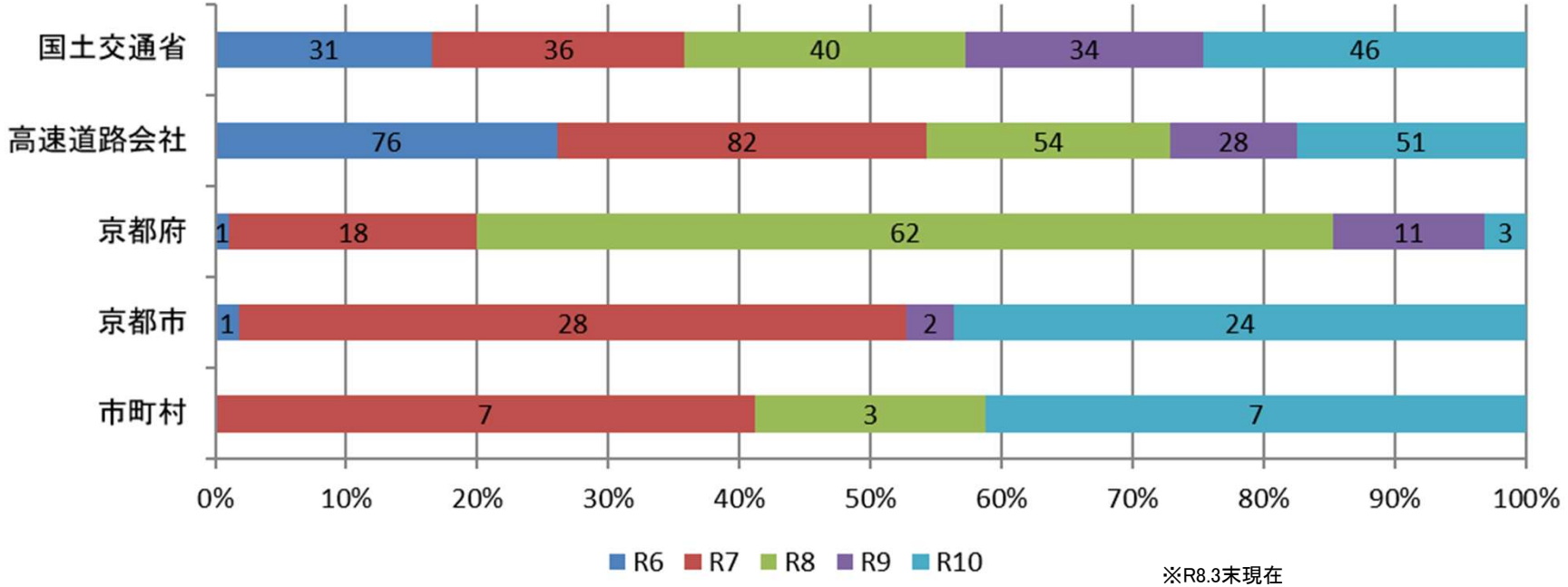
※R8.3末現在
※R7点検実施数は公表値

【付属物】3巡目（令和6年度～10年度）点検実施数（管理者別）

＜道路附属物等(道路管理者毎)の令和6年度～令和10年度点検結果及び計画＞

道路管理者	点検実施数					
	R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
国土交通省	31	36	40	34	46	187
高速道路会社	76	82	54	28	51	291
京都府	1	18	62	11	3	95
京都市	1	28	0	2	24	55
市町村	0	7	3	0	7	17
合計	109	171	159	75	131	645

点検実施割合(%)					
R6 実施済	R7 実施済	R8	R9	R10	計
16.6%	19.3%	21.4%	18.2%	24.6%	100%
26.1%	28.2%	18.6%	9.6%	17.5%	100%
1.1%	18.9%	65.3%	11.6%	3.2%	100%
1.8%	50.9%	0.0%	3.6%	43.6%	100%
0.0%	41.2%	17.6%	0.0%	41.2%	100%
16.9%	26.5%	24.7%	11.6%	20.3%	100%



※R8.3末現在
※R7点検実施数は公表値
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、、門型標識等